

現代スウェーデン政党政治史論(三)

——第一次普選闘争——

岡 沢 憲 芙

《目 次》

第一部 政党政治揺籃期(一九三二年迄)

第一期 二院制議會の誕生・議院内政党の時代(一八九〇年代前半迄)

——以上一六号——

第二期 普選闘争・大衆組織政党の登場(一九二〇年代迄)

▽工業化の進展

▽労働組合の発生

▽社民党の誕生

——以上一七号——

▽普通選挙権闘争

——以上本号——

▽政党政治の再編と政治勢力の変動

第三期 少数党内閣時代・議院内閣制の完成(一九三三年迄)

第二期 政党政治発展期

第四期 社民労働党の時代

▽普通選挙権闘争

一八六六年の議会制度改革によって参政権を与えられたのはスウェーデン人口の僅か五・五パーセントだけであった(全成人男子の二一パーセント)。一九世紀末迄の三〇年間に所得条項を突破して新たに選挙権資格を獲得した国民はごく僅かしかいなかった。一八九六年ですら国民の六パーセントだけが第二院への参政権を手に行っているだけであった(三〇年間で〇・五パーセントの増)。都市部では官吏、ホワイト・カラー、産業資本家が有権者を構成し、地方では農民に重力の中心があった。地方有権者の圧倒的多数(八〇パーセント)は農民であった。一方、労働者階級の政治的比重は限られており、都市有権者の四分の一程度を形成しているだけであった。この農民と労働者の相対的比重および議会システム内での位置は最後まで普通選挙権について回る。

新しい二院制議会がその活動を開始するとすぐに選挙権問題をめぐる論争が始まった。しかし、選挙権論争は当面、第二院に限られていた。保守の牙城である第一院はどのような改革案にも耳を傾けず、要求をことごとく拒絶していたからである。農民陣営は普通選挙権には熱心ではなかった。限定的で穏健な選挙権拡大からは大きな利益を得できるが、普通選挙権となると失なうものが多過ぎた。保護貿易論の農民は関税闘争の経験を通じて慎重な態度をとるようになっていた。農作物の消費者に選挙権を与えれば、自由貿易派の地位を高めると考えた。彼らが選挙権拡大に用心深くなったのは当然であった。実際、《新地方党 Nya lantmannapartiet》(1888~94)はすべての改革案に反対を表明していた。また、《自由貿易党 Frihandelspartiet》(1887~88)は選挙権資格の引下げに限って賛意を表明していた。一八九〇年迄の選挙権問題は高遠な理想、第一院からの拒絶、挫折、と議会政治の中で虚しく空転してい

た。突破口を提供できるのは大衆だけであった。

工業化の進展が大量の工場労働者を生み、都市化を促した(ストックホルム、ヨーテボリ、マルミョーの人口は一八七〇年から九〇年迄の二〇年間に約二倍になった)。工場労働者の数は一八六七年から八八年迄の二一年間に二倍以上になり、一九〇二年迄の一四年間にさらに二倍に増えた。それに伴って、「民主主義への感情」が覚醒・醸成された。政治的急進派の誕生である。彼らは普通選挙権を要求しない中途半端な改革案には、当然のことながら、満足しなかった。そして、一八九〇年、普通選挙権を目指して《スウェーデン普通選挙権同盟 Sveriges allmänna rösträttsförbund》が結成された。この同盟には約五〇、〇〇〇名のメンバーが登録した(SDP, 1949)。農民陣営からはこの急進派を意識したアピールが表明された。労働者の政治化と労働運動の活性化に対する反感を背景に、右へ移動した。自由主義に傾いた農民陣営の間でも議会構成の再編を生むであろう普通選挙権から身を引こうとする動きが出た。急進派は生まれたばかりで未だ非力な社民党と組んで、《国民の議会 folkriksdagarna》運動に乗り出した。これは男女の普選を基礎に代表者を選出し、既成の公式の議会に向けてデモンストレーションしようとする運動であった。第一回の《国民の議会》は一八九三年春にストックホルムで開かれた。約一五万の市民が投票に参加した(公式の選挙でもこれに及ぶものはほとんどなかった)。第二回の《国民の議会》は一八九六年に開かれた。社民党はこれに向けて大国民運動を展開しようとした(ゼネ・スト、軍務拒否、納税拒否、ライフル部隊の創設)。しかし、自由主義勢力はこれを拒否し、結果として、《国民の議会》運動は内部分裂に終わった。自由党はこれ以後、請願運動に重点を移すようになった。社民党は自由党によるゼネ・スト拒否に直面して、服従的戦術への変身と非難し、袂を分った。竜頭蛇尾という印象は拭い去れないけれども、《国民の議会》運動が建設的な普選権獲得闘争の重要なイヴェントであ

ったという事実是否定できないであろう。

国防との関連で選挙権問題が論じられるようになった (Ingvar Andersson, 1956)。普選は義務兵役制の当然かつ正当な結果であり、国家を守る義務を有する者には国家の未来を左右する決定への参加権を与えられるべきだと主張された。保守陣営の間でも選挙権と兵役に関係があると考えられた。「一人、一票、一ライフル en man, en röst, ett gevar」というキャッチフレーズは義務兵役と普選権の同時導入を主張した歴史学者 Herald Hjarme のスローガン「防衛と改革 försvar och reformer」と同様、多くの国民の心に入り込んだ (Hjarme の主張はいわゆる武装せるデモクラシー論であった)。保守のリーダー E. G. Bostöm にも態度変化が少しではあるが生じた。

Bostöm 自身は、常に普選運動に冷淡であった。第一回入国民の議会に向けて、「わが基本法が規定する方法以外の方法で選出されたスウェーデン国民の代表など一切認めない」と言い放っていたほどである (Hjalmar Branting, 1927)。しかし、国王 Oscar II と同様、一八九二年に軍隊組織に関する方針決定が行なわれた後は、基本的には前述の言葉が本心であったとしても、若干歩みよりの姿勢も見せるようになった。義務兵役制の実現を狙う以上、この問題についてイニシアティブをとることが戦略上も必要になったのである。彼は一八九六年に選挙権の小幅拡大を骨子とする選挙権法案 rösträttsproposition を提出した。この法案には真剣に考えられた形跡などほとんどなかった。自由党はこの形ばかりの改革案を「ごまかしの改革案 skenreform」として拒否した。所得条項を八〇〇クローナーから六〇〇クローナーに引下げるかわりに、選挙に先立つ二一年間にその税金を払っていない有権者から投票資格を奪おうとするものであった。また、大都市においては、自由、社民勢力の間に割り込むために、相対多数決主義小選挙区制を採用し、その他の地域では比例代表制を導入しようとしていた。自由党はこの法案が玄関で入場を許すの

と同じ数の有権者を裏口から投げ出そうとする試みと批判した。両院ともさまざまな思惑が交錯する中で Boström 案を拒絶した。一八九九年、自由党を中心にした請願運動 *petitionörelse* が三六万四、〇〇〇名の署名を集めることに成功した。請願書はただちに政府に提出されたが、一八九六年の議会決定を楯にする政府は新法案提出という拳に出ることを拒否した。そこで、自由党は動議提出策でこの問題を取り上げた。しかし、党派間の調整は到底できぬ相談であった。保守は急進的な普選権には依然反対であった。一方、農民党は自由党案に対して、農民階級の政治的自殺 *politiska självmord* に手を借す意思はないと拒絶を表明した。今や選挙権問題を分岐点とした左右の対立がスウェーデン議会政治を支配するようになった。一八九九年議会では、未だ右が左を制していた。

一八九〇年代に発生した下からの圧力については三点ばかり銘記しておく必要がある。一つは Hjalmar Branting が一八九六年にストックホルムの自由党の支持を得て第二院に選出されたことである。労働者階級の結集を旗印に着実に成長を続ける社民党の第一号議員が誕生した。第二は新聞の発達である。一八七〇年代前半には一万部以上の発行部数を持つ新聞はなかったが、その後、多くの新聞は、普選問題と共に、確実に成長した。そして一八八九年には安価な *Stockholms tidningen* が創刊された。自由主義を標榜し、普選問題で論陣を張ったこの新聞は九〇年代に入ると発行部数を約一〇万部に伸ばした。普選問題に対する関心はいよいよ高まった。最後に、給与所得者の政治的進出である。一八九九年選挙では工業化によって所得水準を上げた給与所得者三万人が新たに選挙権資格を得た。これで総有権者数は一〇パーセント以上も増加した。これらの新規参入者は、一般に、自身が制限された経験を持っているために改革に好意的であった。下からの圧力は普選問題を「もはや逆戻りできない」問題にした。当時の彼らの信条については *Svenska dagbladet* で発表された詩人 Verner von Heidenstam の「市民の歌 *Medborgarsång*」

が雄弁に物語っている。「市民としての権利に金が必要だとはスウェーデン国旗の恥であり汚点である」。

一九〇〇年議會は一つの転回点であった。先ず、分裂を繰り返していた自由主義陣営が共通の綱領を中心に一つにまとまることになった。《自由統一党 *Liberala samlingspartiet*》である。この党の重力の中心は穩健な自由派にあった。もともと、複雑なファクターの交錯した諸会派が基礎になっているために輪郭を正確に描写することは難しい。党の議員（結成時既に八八名を集めた）も変動する社会的諸利益を強く反映していた。敢えて最大公約数を求めるとすれば、労働組合への反感、国防問題への大きな関心であった。そして、何よりも諸会派をしてこの期に合同に踏み切らせたのは普選問題であった。自由主義を標榜する政治集団にとってこの問題はその真価を問う試金石であった。沈黙や後退は存在そのものの否定を意味した。自由主義諸派はいわばすべての存在価値を賭して大同団結したのである。自由統一党は社民党と共に普選権闘争の先頭に立つことになる。

さらに、一九〇〇年議會では、選挙権問題についていくつかの提案が提出された。そして、各党間の相互調整を通じて、選挙権拡大の条件と資格について完全かつ包括的な調査にあたる委員会の設置を定めた議會文書 *Riksdagens skrivelse* がまとめられた。この時点で、内容・程度はともかく、選挙権拡大に向けて議會政治が進むことが確認されたのである。

● von Otter 内閣

一九〇一年議會で義務兵役制が正式に決定されると選挙権問題の解決に向けてさらに拍車がかかった。Friherre Fredrik von Otter 内閣は翌年、新しい選挙権法案を提出した。自由主義陣営の改革案と保守陣営の延命策を統合しようとする法案であった。しかし von Otter 案には両陣営とも耳を傾けなかった。改革派リーダーの一人である

Karl Staff には到底是認し得ぬものと拒絶した。「こゝとう趣味の文書」と呼ぶ自由黨員もいた。社民党の Branting は男女の普通・平等選挙を強く主張してハネつけた。保守陣営の態度も冷やかであった。議会がこの法案の最終討議に入った時、社民党はゼネ・ストを要請した。一〇万の労働者がこれに応じた。議会がこの動きにどれ位左右されたかどうかは正確には判らないが、両院は政府提案を拒絶した。当時、LOは六万強のメンバーしか持っていなかったことであるから一〇万労働者の行動は社民党を何よりも勇気付けた。審議三日目、労働者は von Otter 案が廃案になったことを見届けて、職場に戻った。比例代表制論を保守陣営が持ち出さなかったら選挙権問題はそのまま袋小路 återvändsgränd に入り込んでしまっていたかもしれない。

保守陣営が比例代表制を持ち出した理由は、小選挙区制のまま普選が実現すれば反保守陣営(自由統一党、社民党)が下院の圧倒的多数を制し、両院合同採決でも優位に立つであろうと考えたからである。これは、財政支配権の確保を願う保守陣営には耐えられぬことであった。社民党や自由統一党にとっても、比例代表制原理そのものの正しさには反対できなかった。実際、Branting や Staff もこの時点では比例代表制への積極的反対は表明していなかった。

● Bostöm (第二次) 内閣

保守陣営からも革新陣営からも相手にされなかった von Otter に代わって、Erik Gustaf Bostöm が今一度政権を担当した。彼自身は議会文書案には反対投票したであろうし、個人的にはもっと限定的な改革を望んでいたであろう。王子 Gustaf が父の国王に、「Bostömこそ、真の政治家であるので、彼を置いて適任者はいない」と手紙を書いた程の人物であった。だが、穩健な自由主義的要素も取り込んだ内閣を率いて、選挙権プログラムに精神的に取組む姿勢はあった。選挙権問題の焦点が比例代表制に移動したことを認識して、この問題を特別調査委員会に付託

した。

一九〇二年の第二院選挙は専ら選挙権問題をめぐって争われた。ほとんどすべての候補者が普通選挙権の原理を受け入れ、各党もこれについては同じ態度を表明した。しかし、状況は必ずしも容易ではなかった。自由主義勢力は *Staaff* をリーダーにした独自の議会外組織《自由全国同盟 *Frissnade Landsföreningen*》を結成した。この議会外組織は議会内の自由統一党の左に位置を占め *von Friesen* の党執行部を突き上げた。自由全国同盟は、比例代表制を導入するのであれば両院に適用すべきであり、もしそうでなければ、第一院の権力を徹底的に削減した上で導入すべきであると主張した。穏健な自由主義を信奉する農民の多くは比例代表制を拒否していた。また、第一院で享受している大きな既得権を失なうまいとして *Commun* の選挙権制限条項の引下げに踏み切れないでいた。一方、多くの都市自由派は比例代表制の導入を支持していた。未だ議会外政党の段階にあった社民党は納税条項のない普選権を強く要求していた。そして、小党に有利に働く比例代表制については、比例代表制理論の基本的妥当性との関係で、鮮明な態度を打出せないでいた。普選権そのものについては同意ができていながら、その他の点については複雑な思惑が交錯していたこの選挙で、議院内進歩勢力が九五議席から一一一議席へと躍進した。新しい労働者グループが有権者資格を獲得し政治の場に進出したためであった。社民党は *Brandis* を始め四人が第二院に当選した。保守陣営の後退ははっきりした。一三七議席から一一九議席に下降した。一九〇四年、右党はついに議会外全国組織《普通選挙権同盟 *Allmänna valmans förbundet*》を結成し、時代の流れに即応しようとする意思を表明した。保守陣営の選挙戦を調整し自由統一党に対決しようとする努力の結晶であった (*Arne Wählstrand, 1946*)。

一九〇四年議会に新しい選挙権法案が提出された。普選権、選挙権年齢二五歳、比例代表制、を骨子とするプログ

ラムであった。二年前の議会では第二院の過半数が支持したものである。だが、この二年間に事態は急変していた。自由統一党も社民党も比例代表制の導入に反対するようになっていた。自由統一党々首 *Staaf* は自分の個人的好みと党勢を混じえて小選挙区制 *majoritetsval* を強硬に主張するようになっていた。もともと比例代表制に傾いていたが、議会外組織《自由全国同盟》のメンバーの意を体して自己の政治的好み——小選挙区制を基礎にしたイギリス型下院中心議会政治——を表面に打出した。一九〇二年選挙での躍進（九二議席から一〇七議席へ）が *Staaf* を強気にさせていた。この時点で、比例代表制を導入すれば、自由統一党の損失が最も大きいであろう。躍進を続けている党に自己犠牲を強いる制度に同意することはできない。第一院は政府案を通過させたが、第二院は比例代表制を拒否して廃案に追い込んでしまった。 *Bostrom* 首相の政治的使命はここで尽きた。

一九〇五年九月の第二院選挙も普選問題が支配した。一八八七年の記録を破って投票率が五〇パーセントに達した。所得水準が上昇したために新たに選挙権資格を獲得できた市民は進歩派に票を投じた。自由統一党が一〇九議席、社民党が一三議席獲得した。進歩勢力が始めて第二院の過半数を制した。

● *Staaf* 内閣

国王 *Oscar II* が誰よりも嫌っていた *Karl Staaf* が首相に就任したのは一九〇五年一月であった。この指名は下院中心議会政治論 *andrakammarparlamentarismen* の勝利を意味した。彼は一八八〇年代急進主義の代表的理論家の一人であり、議院内閣制の導入を強く要求していた。また、近代的意味での党リーダーであった。以前の首相とは違って、第二院の第一党の党首として首相に就任した。彼ははっきりとした政党色を持つスウェーデンで最初の内閣を組織した。だが、その最大の政治的課題を解決することはできなかった。 *Staaf* が一九〇六年議会に提出し

た選挙権法案の内容は (i)兵役を終了し、国税およびコミュニケーション税を払った二四歳以上の男性への選挙権付与、(ii)小選挙区制の導入、であった。第二院では問題はなかった。自由—社民連合が過半数を制していたからである。すべては第一院の態度にかかっていた。彼は従来の相対多数決主義から二回投票絶対多数決主義への切り換えを提案して、第一院への譲歩を示したが、同調者を見出すことはできなかった。そして、Staaf が第一院に支持を要請した時の挑戦的な方法がその敗北を決定的なものにした。「真の決定権 beslutanderätten は第二院にある。時計が動いている」と klockan går を調べるのが第二院の任務であり、時計が何時を打ったか vad klockan är slagen を調べるのが第一院の役割である」。このセリフに刺戟されて、第一院の議員は「第一院もまた、時計が正しく動いているか klockan går rätt を見守らねばならぬ」と反撃した (Sten Carlsson, 1961, S. 460)。当時、第一院もある程度の自己改革を希望しており、その準備作業にも入っていたので Staaf の挑発は第一院の態度硬化を促進させただけであつた。第一院では、(i) 両院への比例代表制導入、(ii) コミュニオン選挙権の改正、を骨子とする Pädoda 案 (Alfred Peterson i Pädoda が提案者) の周辺に意見が結集していた。第一院は Staaf 案を全く問題にせず圧倒的多数で葬り去ってしまった。

両院間の行き詰まりを打開するために Staaf は国王に第二院の解散を求めた。選挙になれば圧倒的多数の有権者が自由統一党を支持してくれるであろうと確信していた。そしてその力を第一院に突き付ければ第一院も崩れるであろうと読んでいた。しかし、ここでも勇み足をしてしまった。彼は第二院で「数多くの国民の力を体した王権がスウェーデン王国を支配すべきか、それとも、数少ない特権の力を体した王権がこの王国を支配すべきなのか」。下院中心の議会政治を望んでいなかった Oscar II はきっぱりと拒否した。政府法案を通過させたばかりの議院を解散する

ことは最も議会主義に反する行為であると答えた。少なくともこの問題については策士 Staffi の完敗であった。Staffi 案を承認した議院を解散せよというのでは話しにならない。彼の状況認識力を高く評価していた Branting すらこの解散要請には読みの甘さを感じた (D. Rustow, 1955, p. 69)。自党の力を過信し、第一院の力を過小評価した Staffi は僅か一年にして首相の座を去った。選挙権問題は再び保守の手に委ねられた。

● Lindman 内閣

四四歳の首相 Arvid Lindman の登場である。彼は海軍士官として、国会議員として、海軍大臣として、また政府官吏として成功した男の経歴を背負った、魅力的なマナーと外部指向の性格を備えた人物であった。私人としては無限の活力を持った産業資本家 (スウェーデン北部の鉄工業、木材業と結び付いていた) であり、保護貿易論者であった。Lindman の武器は卓抜の調整能力であった。先ず組閣にあたっては、穏健な自由主義派とのつながりをも考慮した。前 Staffi 内閣から二閣僚を留任させ、元自由統一党員も一人大臣に登用した。へ比例代表制論者の大結集と称されるこの内閣には、かなり広大な利益が代表されていた。実際、産業資本家、政府官吏、農民が Paboda 案を掲げる Lindman の周辺に結集した。Lindman の第二の武器は鋭敏な時局認識と柔軟な対応力であった。彼は一九〇六年議会の票決状況を分析して、野党陣営から少なくとも二〇名の離脱者が出なければ勝算無しと読んだ。それ故、Paboda 案を事前に修正してから、翌一九〇七議会に法案を提出するという慎重な策を選択した (力による威脅に頼ろうとした Staffi との決定的な違いがここにある)。

Lindman 案の内容は主に次の五点であった。(i) 第二院については全納税者 (男子) の普通選挙。(ii) 選挙権年齢二五歳を二四歳へ引下げ。(iii) 両院への比例代表制導入。(iv) 第一院の選挙人団 valjarkorporationer (具議会、大都市議

会)にも比例代表制を拡大する。(v)コミュニケーション選挙の等級投票権の緩和(最高投票数を一人当り四〇票に制限)。最後の修正(v)が最も重要な決定であった。全国レヴェルの議会では枢要な地位を享受しているが、コミュニケーション・レヴェルではそれに見合う力を与えられていないグループはこの点に大きな魅力を感じた。Lindmanが、第一院はもつと下に向けて根を広げるべきである。「もつと深く国民の中に djupare i folket」と決意を表明した時、保守の牙城も不本意ながら政府案に屈した。もつと急進的な改革案が出てくれば、暴力的な勢いでデモクラシーが殺到し、第一院の権威を根底から崩してしまいかもしれないと感じたからである。

選挙権問題の運命は、今度は、第二院の手に委ねられた。小選挙区制を主張していた自由—社民連合の壁を破れるかどうかの問題であった。しかし、Lindmanは多くの人々が果てしない関心に倦み疲労していることを知っていた。その時、北スウェーデンの自由主義派農民を代表していた Daniel Person i Tallberg が追加動議を提出した。その内容は (i)第一院への被選挙権資格の軽減(財産については四万クローナー、所得については二〇〇〇クローナーに)、(ii)両院議員への歳費給付制の導入、であった。この Tallberg 案は第一院の基盤を更に拡大しようとするものであった。Lindman は自由—社民連合を突破する鍵をこの動議の中に見出した。彼は即座に Tallberg 案を吸収した。予想通り、第二院の票決では主に地方を基盤とする自由統一党議員の一角が自由—社民連合を離脱した。かくして第二院を通過した。今度は逆に、第一院が抵抗してきた。第一院の多数派は議員歳費 arvoden への導入には同意したが、被選挙権資格の軽減には難色を示した。Lindman は自分以外に自由統一党と妥協できる人物が保守陣営にいないことを熟知していた。Tallberg の修正案を採択しなければ辞職すると表明した。この普通でない脅迫手段は充分な力を発揮した。第一院は、それぞれ五万クローナー、三、〇〇〇クローナーで妥協した。かくして、Lindman の

巧みな調整能力を得て、長きにわたった選挙権問題が一応の決着を見た。

(しかし、女性の参政権については Lindman はイニシアティブをとることを拒否した。一九〇三年に《全国婦人選挙権同盟 Landsföreningen för kvinnas politiska rösträtt》が改革を要求して以来、左の勢力から支持されていたが、Lindman は調査会に付託する以上の努力はしなかった。それは当時の議会の空気を代弁していた。一九〇八年に女性参政権が動議として提出されたが、両院とも却下してしまった。自由統一党の内部にすら、婦人の政治的解放に反対する空気があったのである——主に地方の自由党であった) (Sten Carlsson, 1961, S. 462)。

憲法改正案は、第二院選挙に続く議会で再確認される必要があった。一九〇八年選挙はその意味で、選挙権問題の総仕上げ選挙であった。しかし、この古い制度の下で行なわれた最後の選挙では、選挙権問題はあまり熱狂を生まなかった。社会立法や労働市場の不安が争点になった。有権者の数はこれまでのどの選挙でよりも増え、投票率(六一パーセント)もこれまでの最高を記録した。選挙の結果、保守陣営は、新有権者をほとんど引き付けることができず、九一議席に下降した。自由統一党は一〇九議席から九八議席に後退した。「勝利のための敗北」——これがその後自由主義政党の運命となる。真の勝利者は社民党であった。一三議席から三四議席へと大躍進した。

一九〇九年議会では、憲法の要求に従って選挙権法案の最終的な確認作業が行なわれた。自由統一党は、憲政の常道論を楯に敗北した Lindman の辞職を求めたが、Lindman は辞職しなかった。〈居座り政治 kvarsttarpolitik〉と非難されながらも Lindman は一九一一年まで政権を手放さなかった。自由統一党は、最終的には、反対を撤回し、内閣に同調した。票決に際して、反対票を投じたのは、社民党、自由統一党左派の二〇名、および、ごく少数の頑迷な保守主義者だけであった。

確かに、一九〇七年～〇九年の選挙権拡大は決してデモクラシーの完全な勝利ではなかった。むしろ、デモクラシー実現に至る長い道のりの最初の一步であった。だが、忍耐強い調査と審議を強調し、コンセンサスの拡大をはかりながら政治的改革に取組むスウェーデン政治の知的特徴はこの過程で生まれ成長したのである（岡沢、1976）。実際、現代のスウェーデン政治のスタイルはこの期に学習されたと言えよう。

D. Rustow が見事に整理しているように、一八九〇年代から一九〇九年までの選挙権闘争には四つの大きな政治グループが〈妥協的政治〉を演出した。各グループはさまざまな立場をとった。そして、そのダイナミックな相互作用を通じて、各グループは一九〇七年～〇九年の解決に重要な貢献をしたのである。スペクトラムの左端には社民党と労働者がいた。未だ生まれたばかりの可能性だけが大きいこのグループはデモクラシーの導入に向けて非常な決意を持って闘った。論争の初期には、革命的手段の採用も考えられなかったわけではない。だが、党リーダーの、とりわけ Branting の非凡な才が「民主主義—平和主義—改良主義」で党内をまとめ上げた。スペクトラムの反対の極には主に第一院に基盤を持つ保守主義グループがいた。当初、すべての改革案を頑なに拒んでいたこのグループも、最後には、自らの手で選挙権法案を成立させることになった。スペクトラムの中間から左にかけて第三のグループが位置していた。自由主義急進派グループである。主に、中産階級から構成されるこのグループは常に選挙権闘争の先頭に立っていた。時には左に、時には右に揺れたがその支持基盤と依拠するイデオロギーの曖昧さから言って仕方のないことであった。だが、それだからこそ、左右の衝突を回避できたのかもしれない。初期には社民党と共闘した。この共闘は社民党が〈政界の孤児〉化するのを防ぎ、議会主義の枠組を認めさせる手助けになった。後になって、社民党との連携を解消し、プログラムを軟化させた。この軟化はすべての改革案を頑固に拒絶していた保守主義グループ

プに勇氣を与えた。既に、時の流れが普選に向けて流れていることを認めていた保守陣営は妥協点を摸索し始めた。保守が改革問題と真剣に取組みだしたのを確認して、自由主義グループは今一度左に向けてドライブをかけた。保守陣営はそれを追いかけるを得なかった。保守は論争の初期に予想していたものよりもはるかに大幅な改革を受け入れることになったのである。第四のグループは農民グループである。一八六六年の議会改革で大きな発言力を与えられていたこのグループは長い間論争の圏外に立ち、既得権に触れる法案についてのみ発言していた。だが、最後の段階で収拾案を提示したのはこのグループであった。Peterson i Paboda と Person i Tallberg の貢献を抜きにして「偉大なる妥協」を語ることはできない。彼ら二人の提案が左と右を紡いだのである (D. Rustow, 1955, pp. 70)。「完全に満足した者は誰もいなかった。しかし、不満だけしか残されなかった者も誰一人としていなかった」。四つのグループがそれぞれのパートを演じ「妥協の政治」を作り上げた。可能性の芸術 *the art of the possible* という言葉が、ある意味で、これほど相応しいステージはあまりないであろう。これ以後、政党(制)と政党リーダーは栄光の時代 *storhetsid* に向けて前進する。

選挙権の拡大と比例代表制の導入は政党制の性格に大きな変化を与えるように思えた。先ず、第二院選挙権の所得(資格)条項が取り除かれたため、有権者は一挙に二倍に増えた。その上、比例代表制が導入されたため選挙区境界線の完全な書き直しが行なわれた。それまでは大都市を除いて一選挙区一人制(小選挙区制)が普通であったが、新しい選挙区には平均四人の議員定数が配分された。候補者は以前に比べ約八倍の広さを持つ選挙区を相手にしなければならなくなった。個人的な絆だけではもはや当選はおぼつかない。無所属候補には勝ち目が無くなった。新しく登

場した有権者の票を獲得するためには、積極的に大衆集会に出席し、広くなった選挙区を鉄道や道路を使って走り回らなければならなくなった。そして、何よりも先ず自分の名を政党の候補者リストに載せねばならなくなった。要するに党の組織力と財政援助が候補者の運命を左右するようになったのである。比例代表制は小党の政治的表現をも許可・促進するので、各党の内部にあって不満を募らせていた不平分子の脱党行為を誘発する傾向がある。その一方で、政党ラベルを持たぬ候補者には政治的な死を宣告するので、党の規律は強化され、個人の独立した行動は困難になる。

次いで、一九〇七年～一九〇九年の選挙権改革が政党政治に与えたインパクトと政党再編について論述したい。

(未完)

《参考文献》

- Andersson, Ingvar, 1956, *A History of Sweden*, New York.
Back, Pär-Erik, 1972, *Det svenska partiväsendet*, Stockholm.
Board, Joseph B., 1970, *The Government and Politics of Sweden*, New York.
Branting, Hjalmar, 1927, *Tal och skrifter*, Stockholm.
Carlsson, Sten, Jerke Rosén, 1961, *Svenska historia, del I, II*, Stockholm.
Edenman, Ragnar, 1944, Brantings första riksdagår (1897-1902), i *Statsvetenskapliga studier*. Uppsala.
Hallendorff, Carl, Adolf Aschück, 1970, *History of Sweden*, New York.
Hecksher Gunner, 1951, *Staten och organisationerna*, Stockholm.
Hesslén, G., 1940, *Den svenska parlamentarismens uppkomst*, Stockholm.
Johansson, Hilding, 1952, *Folk rörelserna och det demokratiska samhället*, Karlstad.

- 岡沢徳美, 1971, 「スウェーデン議会政治史研究——序説〈そのⅠ〉」, 『政治学研究』, 第1号。
- 岡沢徳美, 1972, 「スウェーデン議会政治史研究——序説〈そのⅡ〉」, 『政治学研究』, 第2号。
- 岡沢徳美, 1976, 「スウェーデンの政治文化——コンセンサス・ポリテイクスの社会心理学的分析モデルを求めて」, 『早稲田社会科学研究』, No. 15.
- Rustow, Dankwart, 1955, *The Politics of Compromise*, New York.
- SDP, 1949, *Berättelse för år 1948*, Stockholm.
- Stomberg, Andrew A., 1970, *A History of Sweden*, New York.
- Wahlstrand, Arne, 1946, *Allmänna valmansförbundets tillkomst*, Uppsala.